

令和7年12月15日

北海道知事 鈴木 直道 殿

北海道ホームヘルプサービス協議会
会長 岩田 志乃



訪問介護サービスの基本報酬の引き上げなどに関する要望について

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護サービスの基本報酬が唯一マイナス改定となり、北海道内の訪問介護事業所に深刻な影響を及ぼしています。

本会が実施した「令和6年度ホームヘルプサービス実態調査」では、多くの事業所が赤字経営であり、人材不足や物価高の影響も重なり、事業の継続が危ぶまれる状況にあることが明らかとなりました。

訪問介護は、高齢者の在宅生活を支える地域包括ケアの要です。

その持続可能性を確保するため、以下の項目について、国に対し制度の見直し及び支援の強化を、次期報酬改定を待たずに実施するよう、道から強く働きかけていただきたく要望します。

要望1. 訪問介護に係る基本報酬等の見直し

調査結果によると、令和6年8月時点における赤字経営の事業所は42.9%であり、前年同月と比較して5.2ポイント増加しています（報告書 P.4 図表2-1）。特に単独型（訪問介護のみの事業所）では、赤字割合が50%となっており（報告書 P.5 図表2-3）、経営の継続が危ぶまれる状況です。

また、経費面では物価高の影響により、人件費や移動に係る経費が増加しており、基本報酬がこれらの増加に対応できていない現状が明らかとなっています（報告書 P.4 図表2-2②）。

特に北海道のような寒冷地・広域地域では、移動距離や冬季の対応に伴うコスト及び負担が高く、これらを十分に反映した報酬体系の導入が必要です。

つきましては、北海道の実情を踏まえた基本報酬の引き上げや北海道の特性に即した報酬体系の導入及び物価高への対応措置について、道から国への働きかけを要望します。

要望2. 加算制度の取得要件緩和と申請手続きの簡素化

調査結果によると、旧処遇改善加算Ⅰを取得していた事業所のうち、39.4%が新加算Ⅱ以下へと切り替えており（報告書 P.12 図表5-3）、加算制度の活用が大きく後退しています。

その理由として、多くの事業所から「書類作成の煩雑さ」や「要件の厳しさ」が指摘されています（報告書 P.13 自由記述集計）。

本来、処遇改善のために設けられた制度が、かえって負担となっている現状があります。

とりわけ小規模事業所では、専任の事務職員がいないため、加算取得が困難との声が多く、加算制度の形骸化が懸念されます。制度の目的を実現するためにも、要件の緩和、申請手続きの簡素化など、現場の実態に応じた見直しが必要です。

道におかれましては、これらの実情を踏まえ、加算制度の要件緩和・簡素化について、国への働きかけを要望します。

要望3. 介護人材の確保と定着支援

訪問介護の現場では、人員が「不足」「やや不足」と回答した事業所が 76.6%にのぼり、特に非常勤の訪問介護員が不足しています（報告書 P. 30 図表 12-2・12-3）。

また、入職者の年齢層をみると、40歳未満は904人中170人とわずか18.8%にとどまり（報告書 P. 10 図表 3-4）、若年層の参入が極めて少ない実態が明らかとなっています。その背景には、「訪問介護はきつい・汚い・危険」といった社会的な誤解や、低賃金・精神的負担などによる働きづらさがあります。

人材確保と定着には、処遇の引き上げだけでなく、職業としての魅力向上と社会的認知の改善が必要です。義務教育課程や地域社会での啓発活動、初任者支援制度の充実など、多方面からの支援が不可欠です。

道におかれましては、こうした多層的な課題に対応するための施策を国に対して強くご提案いただくよう要望します。

要望4. 小規模事業所への支援強化

本調査によれば、訪問介護のみで運営する事業所は全体の22.3%を占め（報告書 P. 3 図表 1-2）、特に地方部では、こうした小規模事業所が地域の訪問介護を一手に担っています。

しかし、加算制度の取得困難、人材確保の困難さ、固定費増加といった重層的な課題に直面し、約17%の事業所が「事業縮小・休止・廃止」を検討している状況です（報告書 P. 41 図表 14-1）。

これらの事業所が地域から失われることは、介護難民の発生を招きかねません。小規模事業所に対しては、事務支援体制の構築、制度上の優遇措置、安定的な運営補助の導入など、政策的な配慮が必要です。

道におかれましては、こうした小規模事業所の社会的役割を踏まえ、支援制度の創設を国に対し強く訴えていただくよう要望します。

以上